

# 「川崎天然ガス発電所」に係る法対象条例環境影響評価方法審査書の公告について（お知らせ）

標記事業に係る審査書を平成14年9月17日付けで公告しましたので、お知らせします。

- 1 法対象事業者の名称及び住所  
事業者の名称：川崎天然ガス発電株式会社  
代表者の氏名：代表取締役社長 前島 博  
主たる事務所の所在地  
：東京都港区西新橋1丁目3番12号
- 2 法対象事業の名称及び種類  
事業の名称：川崎天然ガス発電所  
事業の種類：電気工作物（発電所）の新設
- 3 法対象事業を実施する区域  
川崎市川崎区扇町12-1  
新日本石油（旧日石三菱）株式会社川崎事業所構内
- 4 法対象条例環境影響評価方法審査書の公告  
平成14年9月17日（火）

## 川崎天然ガス発電所に係る法対象条例環境影響評価方法審査書

平成14年9月 川崎市

はじめに

「川崎天然ガス発電所」は、川崎天然ガス発電株式会社（以下、「事業者」という。）が川崎区扇町12番1号の新日本石油（旧日石三菱）株式会社川崎事業所構内の一部約58,500㎡の敷地に、天然ガスを燃料とした出力計90万kWの火力発電所を建設する計画である。

事業者は、当該事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号、以下、「法」という。）の対象事業であることから、同法に基づき環境影響評価方法書を作成し、手続きを実施するとともに、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号、以下「条例」という。）に基づき、平成13年12月10日に川崎市長あて法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。

川崎市は、この提出を受け、法対象条例方法書を公告・縦覧を行ったところ、市民等から意見書2件の提出があった。

これら条例に基づく手続きを経て、川崎市は平成14年6月7日川崎市環境影響評価審議会に法対象条例方法書について諮問し、8月30日審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第52条に基づき、次の法対象条例環境影響評価方法審査書を作成したものである。

## 1 事業の概要

### (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所

法対象事業者の名称 : 川崎天然ガス発電株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 前島 博

主たる事務所の所在地 : 東京都港区西新橋1丁目3番12号

### (2) 法対象事業の名称及び種類

法対象事業の名称 : 川崎天然ガス発電所

法対象事業の種類 : 電気工作物(発電所)の新設

### (3) 法対象事業を実施する区域

所在地 : 川崎市川崎区扇町12-1

新日本石油(旧日石三菱)株式会社川崎事業所構内

敷地面積 : 対象事業実施区域 約274,400 m<sup>2</sup>

発電所計画地 約58,500 m<sup>2</sup>

### (4) 計画の概要

発電所の原動力の種類

: ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)

発電所の出力 : 900,000 kW (1号機400,000 kW, 2号機500,000 kW)

発電用の燃料の種類 : 燃料 天然ガス

年間使用料 LNG換算約85万トン(最大使用量  
約3,000トン/日)

煙突の高さ : 59m 2基

復水器の冷却方式 : 冷却塔による循環冷却方式

## 2 審査意見

### (1) 全般的事項

当計画は、新日本石油株式会社川崎事業所構内に1号機40万kW、2号機50万kW計90万kWの火力発電所を建設しようとするものであるが、法による環境影響評価の対象事業となることから、法対象の評価項目については、別に市長意見を述べたところである。ここでは、法対象以外の評価項目(条例対象評価項目)について審査意見を述べるが、法対象評価項目の予測評価に当たっては、条例対象評価項目との関連性を十分に踏まえることが望まれる。

### (2) 個別事項

#### ア 緑の質及び量等

本事業に計画されている緑化計画に基づく緑被率は、地区別環境保全水準の25%を満足するものになっているが、当事業は臨海部の一角に位置する扇町における緑の回復・育成への重要な役割を担うものと考えられるので、植栽樹木の適合性や植栽土壌等の環境条件について総合的な評価を行い、野鳥の飛来、生息にふさわしい環境となるように配慮するなど、充実した緑環境の形成に努めること。

#### イ 電波障害

本事業で計画されているタービン等の建屋、煙突等により電波障害が想定されることから、事前に電波の受信状況等の調査を行った上で、予測評価を行うこと。

#### ウ 地域交通(交通混雑、交通安全)

(ア) 工事に伴う建設発生土について、発生量、運搬ルート、車両発生台数、運搬ルートの現状の時間帯別交通量、工事の期間、時間帯など環境影響の調査や予測に必要な条件について、明らかにすること。

(イ) 本事業に計画されている冷却塔については、気象条件によって白煙の影響が考えられる。その白煙の視程障害によって、京浜運河における船舶の安全航行、高速湾岸線の車両の安全走行への影響が考えられるので、この影響について検討すること。

## エ 安全

本事業に使用される発電用の燃料である天然ガスは、パイプラインで受け入れられることになっているが、設計・施工に当たっては、最新の技術を採用し、周辺環境に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じること。

このため、発生しうる災害の種類や形態、災害の発生危険度、発生した時の想定規模や影響範囲、周辺地域への危険性等について予測評価を実施し、防災計画を明らかにすること。

## オ その他

土壌汚染については、評価項目として選定していないが、計画地が石油精製工場跡地であることから、土壌汚染調査等の結果について、今後明らかにして行くこと。

## 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成14年	4月24日	法対象条例環境影響評価方法書受理
	5月17日	環境影響評価方法書の公告
	5月17日	環境影響評価方法書の縦覧開始
		縦覧者 27人
	6月7日	審議会あて諮問
	6月30日	環境影響評価方法書の縦覧終了
	6月30日	意見書の提出締切り
		意見書 1件

## 4 川崎市環境影響評価審議会審議経過

平成14年	6月7日	川崎市長から審議会あて諮問
	6月11日	審議会（現地視察）
	7月24日	審議会（事業者説明及び審議）
	8月22日	審議会（答申案審議）
	8月30日	川崎市長あて答申